賠償責任保険普通保険約款

　　この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 説明 |
| 売上高 | 保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 財物の損壊 | 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。 |
| 失効 | 保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。 |
| 身体の障害 | 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 |
| 損害賠償請求権者 | 特約条項記載の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。 |
| 他人 | 被保険者以外の者をいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 賃金 | 保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。 |
| 入場者 | 保険期間中に、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。 |
| 被保険者 | この保険契約により補償を受ける者をいいます。 |
| 保険金 | 第１条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。 |
| 保険金額 | この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。 |
| 保険契約者 | 当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。 |
| 無効 | 保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。 |
| 領収金 | 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。 |

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第２条（損害の範囲および責任限度）

(１)当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのとおりとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）

② 被保険者が第１８条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用

③　被保険者が第１８条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用

④ 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用

⑤ 被保険者が第１９条（当会社による解決）(１)の協力のため支出した費用

⑥ 前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第１８条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

(２)当会社の責任は、１回の事故ごとについて定めます。

(３)１回の事故について、当会社が支払うべき(１)①の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(１)①の損害賠償金の額－保険証券に記載された免責金額

(４)当会社は、(１)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(１)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(１)④の費用は、次の算式によって得られた額とします。

(１)④の費用×

第３条（保険適用地域）

(１)当会社が保険金を支払うべき損害は、保険証券記載の国または地域（以下「保険証券適用地域」といいます。）において発生した事故に起因する損害にかぎります。

(２)(１)の規定にかかわらず、保険証券適用地域において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当会社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。

(３)この普通保険約款に付帯される特約条項等に(１)または(２)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任

③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第５条（保険責任の始期および終期）

(１)保険期間は、その初日の午後４時(注)に始まり、末日の午後４時(注)に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(２)(１)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注)午後４時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第６条（調査）

当会社は、保険期間中いつでも、事故発生の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第７条（告知義務）

(１)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(２)保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(３)(２)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (２)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(２)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(２)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

(４) 事故が生じた後に(２)の規定による解除がなされた場合であっても、第１１条（保険契約の解除）(４)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(５)(４)の規定は、(２)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注)事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第８条（通知義務）

(１)保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせる事実（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

(２)(１)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(１)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(３)(２)の規定は、当会社が(２)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合は適用しません。

(４)(２)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第１１条（保険契約の解除）(４)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(５)(４)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(６)(２)の規定にかかわらず、(１)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(７)(６)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第１１条（保険契約の解除）(４)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第９条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第１０条（契約内容の変更）

(１)保険契約者は、第７条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(２)(１)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害については、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

第１１条（保険契約の解除）

(１)保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(２)当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．からオ．までのいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注１)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注１)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注１)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注１)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注１)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(３)当会社は、被保険者が(２)③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注２)を解除することができます。

(４)保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(５)(２)または(３)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(４)の規定にかかわらず、(２)①から④までの事由または(３)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(６)保険契約者または被保険者が(２)③ア．からオ．までのいずれかに該当することにより(２)または(３)の規定による解除がなされた場合は、(５)の規定は、次の損害については適用しません。

① (２)③ア．からオ．までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (２)③ア．からオ．までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注１)反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注２)保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第１２条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

(１)次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還または請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 保険料の返還または請求 |
| ①　第７条（告知義務）(３)③の承認をする場合 | 変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。 |
| ②　第８条（通知義務）(１)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注１)する場合 | ア．保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合  変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。  イ．保険料が、ア．以外によって定められる場合  (ア)変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合  返還保険料＝（変更前の保険料－変更後の保険料）×（１－既経過期間(注２)に対応する別表に掲げる短期料率）  (イ)変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合  追加保険料＝（変更後の保険料－変更前の保険料）×未経過期間(注２)に対応する別表に掲げる短期料率 |
| ③　第１０条（契約内容の変更）(１)の承認をする場合 |

(２)当会社は、保険契約者が(１)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(３)当会社が(１)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(２)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

(４)当会社が(１)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注１)変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく危険の増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注２)既経過期間・未経過期間

１か月に満たない期間は１か月とします。

第１３条（保険料の精算）

(１)保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。

(２)当会社は、保険期間中および保険契約終了後１年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(３)当会社は、(１)の資料および(２)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第１４条（保険契約の無効・取消し）

(１)保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

(２)保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第１５条（保険料の取扱い－無効・取消し・失効の場合）

　　この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 保険料の返還 |
| ①　この保険契約が無効となる場合 | 既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(１)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。 |
| ②　前条(２)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合 | 既に払い込まれた保険料を返還しません。 |
| ③　この保険契約が失効となる場合 | 次の算式により算出した額を返還します。  既に払い込まれた保険料×（１－既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率） |

(注)既経過期間

１か月に満たない期間は１か月とします。

第１６条（保険料の取扱い－解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 保険料の返還 |
| ①　第７条（告知義務）(２)、第８条（通知義務）(２)もしくは(６)、第１１条（保険契約の解除）(２) もしくは（３）または第１２条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(２)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。  既に払い込まれた保険料×（１－既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率） |
| ②　第１１条（保険契約の解除）(１)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合 |

(注)既経過期間

１か月に満たない期間は１か月とします。

第１７条（失効・解除の特例）

(１)第１５条（保険料の取扱い－無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第１３条（保険料の精算）(３)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(２)前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第１３条（保険料の精算）(３)の規定によって保険料を精算します。

第１８条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事故発生時の義務 | 差し引く金額 |
| ① 次のア．からウ．までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。  ア．事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称  イ．ア．について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額 |
| ②　他人に損害賠償の請求(注１)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。 | 他人に損害賠償の請求(注１)をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。 | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額 |
| ④ 損害賠償の請求(注１)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。 | 損害賠償責任がないと認められる額 |
| ⑤ 損害賠償の請求(注１)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額 |
| ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注２)について、遅滞なく当会社に通知すること。 |
| ⑦　①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。 |

(注１)損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注２)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第１９条（当会社による解決）

(１)被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(２)被保険者が正当な理由がなく(１)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第２０条（保険金の請求）

(１)当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時から発生し、これを行使することができるものとします。

①　第２条（損害の範囲および責任限度）(１)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

②　第２条（損害の範囲および責任限度）(１)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時

(２)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①　保険金請求書

②　被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書

③　被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑤　被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑥　その他当会社が次条(１)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(３)当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(２)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(４)被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の３親等内の親族

(５)(４)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(６)保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(３)の規定に違反した場合または(２)から(４)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

(７)保険金請求権は、(１)に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注)配偶者

法律上の配偶者にかぎります。

第２１条（保険金の支払時期）

(１)当会社は、請求完了日(注１)からその日を含めて３０日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(２)(１)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(１)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注１)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注２)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①　(１)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注３)　１８０日

②　(１)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　９０日

③　（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　１２０日

④　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における(１)①から⑤までの事項の確認のための調査　６０日

⑤　(１)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　１８０日

(３)(１)および(２)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注４)は、これにより確認が遅延した期間については、(１)または(２)の期間に算入しないものとします。

(注１)請求完了日

被保険者が前条(２)および(４)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注２)次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注３)照会

弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注４)これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第２２条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注１)の合計額が、損害の額(注２)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注１)

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額(注２)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注１)を限度とします。

(注１)支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注２)損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第２３条（代位）

(１)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(２)(１)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(３)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(１)または(２)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注)損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第２４条（先取特権）

(１)損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(２)当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第２条（損害の範囲および責任限度）(１)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

②　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(１)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(３)保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(２)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(２)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注)保険金請求権

第２条（損害の範囲および責任限度）(１)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第２５条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(１)この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は、他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(２)(１)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(３)保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、それぞれの保険契約者または被保険者は、連帯してこの普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等に関する義務を負うものとします。

(４)被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第２６条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第２７条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

個人特約

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 説明 |
| 運行不能 | 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。  (注) 情報の流布  特定の者への伝達を含みます。 |
| 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。  (注) ガイドウェイバス  専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。 |
| 記名被保険者 | 保険証券記載の本人をいいます。 |
| ゴルフ場敷地内 | 囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地(注)をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。  (注) 連続した土地  公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| 財物 | 有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。 |
| 住宅 | 記名被保険者の居住の用に供される住宅(注１)または記名被保険者が所有する記名被保険者以外の居住の用に供される住宅(注１)をいい、住宅敷地内(注２)の動産および不動産を含みます。  (注１) 居住の用に供される住宅  別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。  (注２) 住宅敷地内  囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地(注３)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。  (注３) 連続した土地  公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| 受託品 | 被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。 |
| 親族 | ６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。 |
| 損壊 | 滅失、汚損または損傷をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| 未婚 | これまでに婚姻歴がないことをいいます。 |

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故(以下「事故」といいます。)による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取(注１)または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活(注２)に起因する偶然な事故

(注１) 盗取

財物が受託品の場合にかぎります。

(注２) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第２条（被保険者の範囲）

(１) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の配偶者

③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者(注１)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注２)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(２) (１)の記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注１) 監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者

記名被保険者の親族にかぎります。

(注２) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族にかぎります。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

(１) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注１)または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注２)

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質(注３)もしくは核燃料物質(注３)によって汚染された物(注４)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 環境汚染(注５)に起因する事故

⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(２) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

② 前条に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する賠償責任

③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。

④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任

⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産(注６)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任

⑨ 航空機、船舶および車両(注７)または銃器(注８)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(３) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注１) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注２) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注３) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注４) 核燃料物質(注３)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注５) 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注６) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注７) 船舶および車両

次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。

① 主たる原動力が人力であるもの

② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注８) 銃器

空気銃を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

(１) 当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自動車(注１)、原動機付自転車、船舶(注２)、航空機(注３)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品(注４)

② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品(注４)

③ 動物、植物等の生物

④ 稿本、設計書、図案、証書(注５)、帳簿その他これらに類する物

⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書(注６)、手形その他の有価証券その他これらに類する物

⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに類する物

⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物

⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等

⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物

⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物

⑫ 不動産(注７)

⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている　間のその運動等のための用具

山岳登はん(注８)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注９)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑮ 受託した地および時における受託品の価額が１個もしくは１組または１対(注10)で100万円を超える物(注11)

⑯ その他下欄記載の物

|  |
| --- |
| ・移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス  ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品  ・漁具 |

(２) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥

③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア．またはイ．のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。

ア．火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合

イ．施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合

④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等

⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故

⑥ 建物外部から内部への雨、雪、、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み

⑦ 受託品の置き忘れ(注12)または紛失(注13)

⑧ 詐欺または横領

(３) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する賠償責任

② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する賠償責任(注14)

③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する賠償責任

(４) 当会社は、被保険者が受託品に対して正当な権利を有していない者に対して賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(注１) 自動車

被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注２) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注３) 航空機

飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注９)、ジャイロプレーンをいいます。

(注４) 付属品

実際に定着(注15)または装備(注16)されているか否かを問わず、定着(注15)または装備(注16)することを前提に設計、製造されたものをいいます。

(注５) 証書

公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。なお、旅券および運転免許証を含みます。

(注６) 預貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注７) 不動産

畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

(注８) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(注17)をいい、登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングを除きます。

(注９) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注10) １個もしくは１組または１対

付属品(注４)を含みます。

(注11) １個もしくは１組または１対(注10)で100万円を超える物

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注12) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注13) 置き忘れ(注12)または紛失

置き忘れ(注12)または紛失後の盗難を含みます。

(注14) 受託品を使用不能にしたことに起因する賠償責任

収益減少に基づく賠償責任を含みます。

(注15) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注16) 装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

(注17) ロッククライミング

フリークライミングを含みます。

第５条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事故発生時の義務 | 差し引く金額 |
| ① 次のア．からウ．までの事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。  ア．事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称  イ．ア．について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額 |
| ② 他人に損害賠償の請求(注１)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。 | 他人に損害賠償の請求(注１)をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。 | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額 |
| ④ 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額 |
| ⑤ 損害賠償の請求(注１)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。 | 損害賠償責任がないと認められる額 |
| ⑥ 損害賠償の請求(注１)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額 |
| ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注２)について、遅滞なく当会社に通知すること。 |
| ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。 |

(注１)損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注２)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第６条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 用語の説明に関する表の「損害賠償請求権者」の規定中「身体の障害または財物の損壊」とあるのは「他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（財物が受託品の場合にかぎります。）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」、同表の「保険金」の規定中「第１条（保険金を支払う場合）」とあるのは「個人特約第１条（保険金を支払う場合）」

② 第２条（損害の範囲および責任限度）(１)②,③および⑥の規定中「第１８条（事故の発生）」とあるのは「個人特約第５条（事故の発生）」、同条(１)⑥の規定中「前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について」とあるのは「個人特約第１条（保険金を支払う場合）に掲げる事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取（財物が受託品の場合にかぎります。）または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」

③ 第２０条（保険金の請求）(２)の規定を次のとおり読み替えます。

「

(２) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書

③ 被保険者が賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書

④ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類

⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑥ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑦ その他当会社が次条(１)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

」

第７条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款用語の説明に関する表の「財物の損壊」、同第１条（保険金を支払う場合）、同第４条（保険金を支払わない場合）および同第１８条（事故の発生）の規定は適用しません。

第８条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって普通保険約款第２条（損害の範囲および責任限度）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第９条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

海外危険補償特約（個人特約用）

この保険契約は、日本国外において発生した個人特約第１条（保険金を支払う場合）の①および②に掲げる偶然な事故についても適用します。